

政策目標 5-1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

上記目標の概要	関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。 (上記目標を達成するための施策) 政 5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施 政 5-1-2 : 特殊関税制度の適正な運用
---------	---

政策目標 5-1 についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等に積極的に取り組みました。 全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、政府の方針に沿うものであり、また、需要者・消費者への影響等を勘案しつつ、他の政策手段とともに、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につなげるためには、重要で必要な取組みです。 令和 4 年度関税改正の検討に当たり、内外の市況や国内産業の実情等客観的なデータの収集を行い、国民のニーズの的確な把握に努め、改正作業に活用することや、WTO 協定(用語集参照)及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税(用語集参照)の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うことも、内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に寄与しています。 また、要望を受け付ける際に客観的情報の提示を求めるとともに、政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求め、関係省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用に努める等、効率的な事務運営に努めています。 (令和 3 年度行政事業レビューとの関係) 輸出入・通関情報処理システム等経費 令和 3 年度事前分析表において輸出入・通関情報処理システム等経費は当該目標に関連する予算額として記載していますが、当該経費は政策目標 5-3 と共通するものであるため、そちらで記載します。(事業番号 0021)

施策	政 5 - 1 - 1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政5-1-1-B-1 : 適切な関税改正の実施		
	目 標	適切な関税率の設定・関税制度の改善等を行う。 （目標の設定の根拠） 関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税の改正を行うことを目標として設定しました。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような令和4年度関税改正を実施しました。 ・ 暫定税率等の適用期限の延長等 暫定税率（412品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和4年度末まで1年延長 たまねぎについて、現行の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止 ノルマルパラフィンの暫定税率（無税）を廃止 等 ・ 個別品目の関税率の見直し 繊維製品の税細分を統合・簡素化 ・ 沖縄に係る関税制度上の特例措置の取扱い 特定免税店制度及び選択課税制度等について、適用期限をそれぞれ2年及び3年延長等 ・ 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化 改正商標法及び意匠法の施行に合わせ、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた模倣品（商標権等侵害物品）を関税法の「輸入してはならない貨物」として規定するとともに、事業性のない輸入者に対する罰則の除外及び侵害物品の認定手続の規定を整備 さらに、令和4年3月11日のG7首脳声明を受け、ロシアに対する関税における最恵国待遇を撤回するため、関税暫定措置法の改正案を国会に提出すべく、その準備を行いました（改正法案は令和4年4月5日に国会に提出、同月20日に可決・成立）。 上記のとおり適切な関税改正等を実施したため、達成度を「○」としました。 令和4年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申（令和3年12月10日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20211210.html ・ 令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日 閣議決定） https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/04taikou_mokuji.htm	○

	・ 第208回国会における財務省関連法律 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/208diet/index.htm	
施策についての評価		s 目標達成
評 定 の 理 由	関税改正に当たっては、関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、関係府省から提出された関税改正要望を精査するにあたり、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響の聴き取りをしました。 その後、関税・外国為替等審議会において、令和3年10月から、計4回にわたり検討が重ねられ、同年12月10日、「令和4年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」が取りまとめられ、本答申を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「令和4年度税制改正の大綱」に盛り込みました。 これらを踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、令和4年1月28日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年3月25日に成立し、同日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価を、「s 目標達成」としました。	

施策	政 5－1－2：特殊関税制度の適正な運用		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用		
	目 標	特殊関税制度の適正な運用を行う。 （注）特殊関税制度とは、WTO協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。 （目標の設定の根拠） グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	WTO協定及び国内関係法令に基づき、 ・ 大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税 ・ 中華人民共和国及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税 ・ 大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長 ・ 中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長 について調査や賦課決定等を適正に行いました。 上記のとおりWTO協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。 ・ 大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税を課することについての答申（令和3年6月8日）	○

	https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20210608.htm ・中華人民共和国及び大韓民国産溶融亜鉛亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査開始報道発表（令和３年６月１４日） https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20210614.htm ・大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税を課する期間を延長することについての答申（令和３年８月２日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20210802.html ・中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査開始報道発表（令和４年２月１０日） https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20220210.html	
施策についての評定		s 目標達成
評定の理由	W T O 協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避け、厳正な調査を行ったことにより、特殊関税制度を適正に運用しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。	

政５－１－２に係る参考情報

参考指標１：課税の求めから２か月以内に調査を開始した件数

	調査開始可否決定件数	２か月以内の調査開始可否決定件数
平成 29 年度	0	0
平成 30 年度	1	1
令和元年度	1	1
令和 2 年度	2	2
令和 3 年度	2	1

（注１）不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、調査を開始するか否かの決定は２か月程度を目途に（補正があった場合は、全ての補正が完了した日から２か月程度を目途に）行うこととされています。

参考指標２：調査開始から１２か月以内及び１８か月以内に最終決定した件数

	最終決定件数	18 か月以内の最終決定件数	うち 12 か月以内の最終決定件数
平成 29 年度	3	3	2
平成 30 年度	1	1	1
令和元年度	0	—	—
令和 2 年度	1	1	1
令和 3 年度	2	2	2

（注２）関税定率法第８条第６項には、調査は１年以内に終了するものとし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を６月以内に限り延長できるとされています。

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。
	関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。
	また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行っていきます。
	不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。
	令和5年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	589,122	775,847	132,518	143,241
		補正予算	△243	△1,310	△1,574	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	588,879	774,537	N. A.	
	執行額（千円）		497,930	667,490	N. A.	

(概要)	
関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うための経費です。	
(注1) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。	
(注2) 貿易統計業務機能の開発・運用等に係る予算について、令和3年度は内閣所管(組織)内閣官房に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」に、4年度はデジタル庁所管(組織)デジタル庁「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」に一括計上されています。	

政策目標に係る 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日閣議決定）
---------------------------------	------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	該当なし
-----------------------------------	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	(適切な関税改正の実施)		
	関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。		
	また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行いました。		
	(特殊関税制度の適正な運用)		
	不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。		
	令和4年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めました。		
担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	令和4年6月

政策目標 5-2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

上記目標の概要	自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、第203回国会における内閣総理大臣所信表明演説は「世界経済が低迷し、内向き志向も見られる中、率先して自由で公正な経済圏を広げ、多角的自由貿易体制を維持し、強化していきます。」としています。 財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関）（用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。 さらに、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）にもあるように、ポストコロナにおいてサプライチェーンの再編や多元化が進む中、海外市場開拓やビジネス環境整備を支援することが求められています。この点、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。財務省としては、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構）（用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）（用語集参照）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進
-----------------------	--

政策目標 5-2 についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。 施策5-2-1の評価は「s 目標達成」、施策5-2-2の評価も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。 平成30年12月30日に発効したTPP11（用語集参照）と平成31年2月に発効した日EU・EPA（用語集参照）は、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的関係を更に強化させるものです。令和2年1月に発効した日米貿易協定（用語集参照）は世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものであり、日米デジタル貿易協定（用語集参照）は、この分野での高い水準のルールを示すものです。EU離脱後の英国との間で令和3年1月に

	発効した日英EPAは、日英双方のビジネスの継続性を確保し、良好な日英関係の重要な基盤になるものです。令和4年1月に発効した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）には、ASEAN構成国、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加しており、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスの改善や異なる発展段階・制度の国間での知的財産、電子商取引、貿易円滑化等の幅広い分野におけるルール整備を図るものであり、我が国と世界の成長センターであるこの地域との繋がりをこれまで以上に強固にするものです。 また、相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施することは、貿易円滑化の推進にとって必要です。 これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。 なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。
--	--

施策 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進			
測定指標（定性的な指標）	[主要]政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進		
	目 標	WTOやEPA交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。	達成度
		（目標の設定の根拠） 主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	A WTOにおける取組 平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が154か国（令和4年3月末時点）（WTO貿易円滑化協定ホームページ参照）に増加しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献しており、令和3年10月のG20ローマ・サミットにおいては、各国首脳間において、WTO改革への継続的な政治的支持が表明されました。 B 経済連携の推進に係る取組 TPP交渉については、平成30年3月に11か国で署名に至り、同年12月30日にTPP11として発効しました。令和4年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルーの8か国（内閣官房TPP等政府対策本部ホームページ参照）で発効しています。令和3年9月にテレビ会議形式で開催された我が国主催の第5回TPP委員会に財務省も関係省庁と共に参加し、コロナからの経済回復、グローバル・サプライチェーンの強靱化、デジタル経済の強化に対するTPP11の貢献を確認するとともに、当協定の円滑な実施に向けた議論に貢献しました。また、令和3年6月に開催され	○

		た第４回ＴＰＰ委員会では、英国の加入手続の開始が決定され、我が国は英国の加入作業部会議長として、同国の加入手続が協定のハイレベルを維持しつつ進むよう取り組んでいます。 日ＥＵ・ＥＰＡは、平成30年７月に署名に至り、平成31年２月に発効しました。発効以降、欧州委員会や関係省庁、その他関係機関と連携し、本協定の円滑な実施に取り組みました。令和４年３月にテレビ会議形式で開催された日ＥＵ・ＥＰＡ合同委員会第３回会合では、日ＥＵ・ＥＰＡが良好に運用されている旨確認するとともに、引き続き適正かつ効果的な運用を確保するための議論が行われました。ＥＵを離脱した英国との間でも令和３年１月に日英ＥＰＡが発効し、日系企業のビジネスの継続性が確保されました。 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定は、令和元年10月に署名に至り、令和２年１月に発効しました。この協定により、我が国とアメリカ合衆国との間の物品、デジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結びつきがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することに繋がりました。 ＲＣＥＰ協定については、令和２年11月に署名に至り、令和４年１月に発効しました。署名後は、協定の円滑な実施に向けた準備作業を行いました。 また、ＴＰＰ11、日ＥＵ・ＥＰＡ、日米貿易協定、日英ＥＰＡ及びＲＣＥＰ協定についても、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（令和３年度における税関主催：計21回）他、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。 上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	ＷＴＯやＥＰＡ交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政５－２－１に係る参考情報

参考指標１：ＦＴＡ／ＥＰＡ等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

日中韓ＦＴＡ、日トルコＥＰＡ、日コロンビアＥＰＡは交渉継続中（外務省公表状況に基づく）であるが、令和３年度における交渉実績は無し。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (令和4年3月現在)

経済連携協定(EPA)交渉等の進捗状況 (2022年3月時点)	
発効済	シンガポール(2002年11月(07年9月改正))、メキシコ(2005年4月(12年4月改正))、マレーシア(2006年7月)、チリ(2007年9月)、タイ(2007年11月)、インドネシア(2008年7月)、ブルネイ(2008年7月)、ASEAN(2008年12月、(2020年8月改正))、フィリピン(2008年12月)、スイス(2009年9月)、ベトナム(2009年10月)、インド(2011年8月)、ペルー(2012年3月)、豪州(2015年1月)、モンゴル(2016年6月)、TPP11 ^(注1) (2018年12月)、EU(2019年2月)、米国(2020年1月)、英国(2021年1月)、RCEP ^(注2) (2022年1月発効)
署名済	TPP12 ^(注3) (2016年2月署名)
交渉中	コロンビア、日中韓、トルコ(GCC ^(注4) 、韓国、カナダは交渉中断中)
(注1) TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)(CPTPP):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ(計11か国)。 発効済国:カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ(2018年12月)、ベトナム(2019年1月14日)、ペルー(2021年9月) (注2) RCEP(地域的な包括的経済連携): ASEAN加盟国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド(計15か国)。 発効済国:ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、日本、中国、豪州、ニュージーランド(2022年1月1日)、韓国(2022年2月1日) (注3) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ(計12か国)。 (注4) GCC(湾岸協力理事会):アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。	

(出所) 関税局参事官室(国際交渉担当)・経済連携室調

施策	政 5 - 2 - 2 : 税関分野における貿易円滑化の推進						
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政 5-2-2-A-1 : 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位: 国・地域)						
	年 度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	達成度
	目 標 値	34	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加	○
	実績値	34	34	36	37	39	
	(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) 調 [https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm] (目標値の設定の根拠) 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域の数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。 (目標の達成度の判定理由) イラン (令和 3 年 8 月) 及びモルドバ (令和 4 年 1 月) との間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行いました。以上の状況に鑑み、税関相互支援等の枠組みの構築が着実に進展したことから、達成度は「○」としました。						

測定指標（定性的な指標）	政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進		
	目 標	税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。 （目標の設定の根拠） 税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	A 途上国の税関行政近代化への取組 関税技術協力については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和3年度はオンラインにより、アジア・アフリカ地域を中心に、60件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標1参照）。特に、アフリカ・太平洋島嶼国（用語集参照）の対象国については、各国での指導的役割を担う教官（マスタートレーナー）を育成する、複数年にわたるプログラムを現在も実施しているところであり、これにより対象国の税関行政の近代化に貢献しています。 B WCOにおける取組 WCOでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年9月以降、改正京都規約見直し作業部会及び同規約管理委員会において規定の更新・追加の検討を行っています。令和3年度には計4回の会合が開催され、我が国からの提案を含め、見直しのための協議が行われています。会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。 C 地域協力の枠組みにおける取組 APECでは、各メンバー税関がコロナ禍において税関の機能を維持しつつ職員を保護するために採っている政策等について日本が主導して調査を実施し、調査結果をまとめたレポートを作成しました。このように、コロナ禍においても税関が滞りなく活動を続けるため、知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。 ASEM（用語集参照）においては、先端技術を活用した効果的・効率的な水際取締りに関する取組を主導しました。新型コロナウイルス感染症によって物理的な人の移動が制限される中、共同活動国（インド、オランダ、ポーランド等）と共にオンラインにて活動を継続しており、アジア・欧州間の税関協力に中心的な役割を果たしました。 中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国税関税関局長・長官会議において更新した「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、3か国税関当局の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野における実務レベルの協力を推進しました。 D EPAにおける取組	○

		貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。また、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）も踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、E P A に基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。 E 税関当局間の情報交換等に関する取組 イラン（令和 3 年 8 月）及びモルドバ（令和 4 年 1 月）との間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行いました。 税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、目標に掲げる各取組を着実に実施しましたので、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	政 5-2-2-A-1 における測定指標「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」の達成度は「○」であり、税関相互支援等の枠組みの構築が着実に進展しています。 政 5-2-2-B-1 における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 5 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受入研修	コース数	24	3	9
	受入人数	229	20	182
専門家派遣	案件数	45	34	51
	派遣人数	106	76	133

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）令和 2 年度及び令和 3 年度はすべてオンラインで実施した。

参考指標 2：改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成 18 年 2 月発効）に係る締約国数

平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末
112 か国及び E U	115 か国及び E U	121 か国及び E U	126 か国及び E U	130 か国及び E U

（出所）W C O ウェブサイト

http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。 多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献していきます。 経済連携の推進については、令和4年1月に発効したRCEP協定をはじめ経済連携の円滑な実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。 税関分野における貿易円滑化の推進に関し、引き続き税関相互支援協定等の締結数の増加に努めます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。 また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。 更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	50,117	47,492	40,298	33,213
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	50,117	47,492	N. A.	
	執行額（千円）		25,353	823	N. A.	

（概要）

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

（注）令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第203回国会 総理大臣所信表明演説（令和2年10月26日） 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定） 総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）
---------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、WTO改革に関する議論に積極的に参画する等、様々なWTO上の取組にも貢献しました。 経済連携の推進については、RCEP協定の発効が実現しました。また、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPAの関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行いました。 税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を積極的に進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。 また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。 更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。
---------------------------------------	--

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	政策評価実施時期	令和4年6月
---------------------	---	------------------------	---------------

政策目標 5-3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

上記目標の概要	経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。 「未来投資戦略2018」においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。 一方、「「世界一安全な日本」創造戦略」や「知的財産推進計画2020」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。 これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。 （上記目標を達成するための施策） 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止 政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上 政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上 政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実
-----------------------	--

政策目標 5-3 についての評価結果

政策目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立するため、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等の施策を着実に進めてきております。そうした中、施策5-3-5税関行政に関する情報提供の充実の評価が「b 進展が大きくない」であるものの、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の重要性の高い施策が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることから、当該政策目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 政策目標5-3は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るという、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。 適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度（用語集参照）を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた配備替えなどによ

る有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。
加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。

（令和３年度行政事業レビューとの関係）

- ・ 輸出入・通関情報処理システム等経費

「システム関連費用について、引き続き、一者応札の改善など透明性を高める活動を実施し、運用コストの３割削減の目標達成に向けた取組を確実に実施するなど、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、NACCS使用料について執行実績を踏まえて精査しコスト削減に努めました。（事業番号0021）

- ・ 取締機器等調査研究経費

「引き続き、調査研究に当たっては、情報収集、外部専門家からの意見聴取等の取組を継続し、開発技術情報を多方面から収集し、入札における競争性の確保に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札とならないように調達を実施しました。今後も引き続き、競争性の確保に努め、検査機器の調査研究に係る運用方法を見直し、コストの削減を図ります。（事業番号0022）

- ・ 税関監視艇整備運航経費

「引き続き、関係諸機関との連携も考慮しつつ、効果的・効率的な活用に向けた検討に努めるとともに、監視艇の建造及び運航経費について、入札における競争性の確保を図るなど、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、監視艇を新造艇に更新する際に見込まれる燃費向上分の燃料費の削減を図りました。（反映額▲２百万円）（事業番号0023）

- ・ X線検査装置整備等経費

「引き続き、貨物の取扱量や使用実績などの稼働状況等を的確に把握し、機器の計画的かつ効果的・効率的な配備・活用に努めるとともに、機器の更新に当たっては、最新の技術動向を踏まえるとともに、法定耐用年数等にとらわれることなく、使用状況等を勘案し使用期間を延長するなど、コストの削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、固定式X線検査装置等の更新を見送ることによる削減を図りました。（反映額▲99百万円）（事業番号0024）

- ・ 大型X線検査装置整備等経費

「引き続き、コスト削減に努めつつ、円滑な通関と効率的な検査体制の両立に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行実績を反映し保守経費の削減を図りました。（反映額▲９百万円）（事業番号0025）

- ・ 埠頭監視カメラ整備等経費

引き続き、コスト削減に努めつつ、技術的進歩に応じて、取締レベルを維持しながら効率化の検討を進める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、既存機器の再リースを活用することで機器借料の削減を図りました。（反映額▲163百万円）（事業番号0026）

- ・ 麻薬探知犬整備等経費

「外部有識者の所見を踏まえ、引き続き、社会情勢に応じて麻薬探知犬を配備するとともに、麻薬探知犬の育成管理に係る経費の一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、麻薬探知犬の育成管理の経費のうち、一者応札となっている飼育管理業務の調達に当たっては、公告期間の延長や必要に応じて仕様書の見直しを実施するなど、一者応札の改善に努めまし

	た。(事業番号0027) - 円滑な通関等の環境整備（国際観光旅客税財源）（観光庁） 「訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備に向けて、先進性が高い事業に取り組むとともに、既に整備された機器について、より効果的に運用できるよう改善するなど、一層効果的かつ効率的に事業を実施されたい。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、コロナ感染の安全対策も考慮しつつ通関手続の円滑化等に努めました。(事業番号0257（国土交通省）) - 通関情報総合判定システム（通関事務総合データ通信システムを含む）の整備及び運用（情報通信技術調達等適正・効率化推進費） 「次年度予算計上省庁において、適切な執行に努めるとともに効率的に執行した実績を、概算要求に反映させること。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、通関情報総合判定システム等の執行実績を反映させることにより削減に努めました。(事業番号新03-0023（内閣官房）)
--	---

施策	政 5－3－1：関税等の適正な賦課及び徴収							
測定指標（定量的な指標）	政5-3-1-A-1：事前教示制度の運用状況（一定期間内で回答した割合等（単位：％、日））							
	年 度		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	達成度
	文書による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	△
		実績値	99.9	99.9	99.8	99.2	99.5	
	平均処理日数（日）	目標値	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	○
		実績値	13.0	12.4	13.9	12.9	15.5	
	口頭による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	○
		実績値	99.8	99.9	99.9	99.9	99.9	
	（出所） 関税局業務課調 （注） 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数（処理日数）が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。）以内であったものの割合。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均。							
	（目標値の設定の根拠） 輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度）があります。 輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。							
（目標の達成度の判定理由） 各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、口頭による回答のうち即日								

	回答した割合については、目標を達成したことから、達成度は「○」としました。文書による回答のうち30日以内に回答した割合については、回答に慎重な検討を要する照会があり、目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であったことから達成度は「△」としました。 また、文書による回答の平均処理日数については、平均15.5日と目標値を超過しました。これは、新型コロナウイルス感染防止への対応のため、事業者からの要望を踏まえ、照会書等（見本や参考資料を含む）を郵送等により提出できるような仕組みを導入するなどした結果、処理に時間を要するようになったものであり、目標値に至らなかったものの、事前教示制度の利用促進とその的確な運用に寄与する取り組みがなされていたとして、達成度は「○」としました。		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保		
	目標	関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。 （目標の設定の根拠） 関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう慫慂しました。主な具体例としては、以下のようなものがあります。 ①輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告された貨物に係る品目分類に疑義を持ち、貨物確認及び分析を行ったところ、申告された貨物の品目分類が適正なものとなっていないことが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。 ②輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告価格の単価に疑義を持ち、貨物確認を実施したところ、低価申告であることが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。 ③輸入許可後の原産性の確認において、経済連携協定に基づく原産地規則を満たしておらず、特惠税率が適用できない申告が確認されたことから、輸入者に対して修正申告を慫慂しました。 ④輸入許可後に輸入者に対し事後調査を行い、課税価格に関する資料等を精査したところ、輸入者が提供した輸入貨物に組み込まれる部材の金型費用が申告価格に含まれていませんでした。この金型費用は税関に申告するべきものでしたが、この費用が適正に申告されていなかったため、申告価格が過少であったことが判明しました。そのため、申告価格が過少となっている申告に関し、修正申告を慫慂しました。 なお、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）をAIに学習・解析さ	○

		せ、輸入事後調査の立入先選定業務支援として活用し、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました。 また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させた上で、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域（用語集参照）の巡回及び保税地域に出し入れされる貨物の取締りを実施するとともに、保税地域の検査等において貨物管理者に対して外国貨物の適正な管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。 この他、国際観光旅客税法に関しては、新規就航する事業者を事前に把握し、改めて制度の周知を図るなどし、本税の適切な徴収に努めました。 申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認し、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督するとともに、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等を実施することができたため、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	測定指標「事前教示制度の運用状況」について、「文書による回答」は僅差で目標値に至りませんでしたが、他の項目については目標を達成しました。また、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等に努めました。 以上のとおり、定量的な指標の中の1つを除き測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。		

政5-3-1に係る参考情報

参考指標1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記）

（単位：億円、％）

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
収納額	85,988	90,988	92,429	91,309	N.A.
国税全体に対する割合	13.8	14.2	14.9	14.1	N.A.

（出所）関税局業務課調

（注1）収納額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税、とん税及び特別とん税並びに国際観光旅客税の徴収額を合算したもの。

（注2）国税全体に対する割合：税関による関税等の収納額／租税及び印紙収入。

（注3）令和3年度実績値は、令和4年8月以降にデータの集計が終了するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

参考指標2：審査・検査における非違発見件数

（単位：件数）

年 度	平成29年度 (平成25～29年度 平均)	30年度 (平成26～30年度 平均)	令和元年度 (平成27～令和元 年度平均)	2年度 (平成28～令和2 年度平均)	3年度 (平成29～令和3 年度平均)
実績値	102,739	102,213	101,326	99,301	99,390

（出所）関税局業務課調

（注）当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数の1年間あたりの平均値。

参考指標 3：輸入事後調査実績

(単位：件、百万円、%)

事務年度（7～6月）	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
実施件数	4,266	4,079	3,361	715	N. A.
不足申告価格	148,374	154,957	123,123	63,067	N. A.
非違の割合	78.9	79.2	81.0	83.9	N. A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 実施件数：輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注2) 不足申告価格：非違に係る申告漏れ課税価格。

(注3) 非違の割合：非違発見件数（実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数）／実施件数。

(注4) 令和3年度（事務年度）実績値は、データの集計が未了のため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 4：通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）

(単位：件)

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
許可件数	19	26	20	21	12
総数	933	955	956	971	974
処分件数	0	0	1	1	1

(出所) 関税局業務課調

(注1) 許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注2) 処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標 5：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数

(単位：件)

事務年度（7～6月）	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
非違発見件数	65	66	52	75	N. A.
処分件数	1	4	1	0	N. A.

(出所) 関税局監視課調

(注1) 非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。

(注2) 処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注3) 令和3年度（事務年度）実績値は、令和4年11月以降にデータの集計が終了するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

施策 政 5－3－2：社会悪物品等の密輸阻止								
測定指標（定量的な指標）	政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合（単位：％）							
	年 度		平成29年度 （25年～29 年平均）	30年度 （26年～30 年平均）	令和元年度 （27年～令 和元年平 均）	2 年度 （28年～令 和 2 年平 均）	3 年度 （29年～令 和 3 年平 均）	達成度
	不正薬物	目標値	増加又は前 年並み	増加又は前 年並み	増加又は前 年並み	過去 5 年の 平均より増 加	過去 5 年の 平均より増 加	○
		実績値	87.7	87.6	88.4%	88.6%	86.7%	
	うち覚醒剤	目標値	増加又は前 年並み	増加又は前 年並み	増加又は前 年並み	過去 5 年の 平均より増 加	過去 5 年の 平均より増 加	
		実績値	99.6	98.4	98.0%	97.9%	96.8%	
（出所） 関税局調査課調 （注 1） 国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去 5 年間の平均値。（注 2， 3） （注 2） 当該年を含めた過去 5 年間ににおける不正薬物（覚醒剤、大麻、あへん、麻薬類（ヘロイン、コカイン））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、税関押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。 （注 3） 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去 5 年間の平均値で把握。 （目標値の設定の根拠） 税関では、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳正な取締りを行う必要があります。覚醒剤をはじめとする不正薬物の国内全押収量に対する水際押収量の割合（実績値）については、近年高水準で推移しており、また新型コロナウイルスの感染拡大に伴う航空機旅客減少の影響も見込まれるところ、目標値を「過去 5 年の平均値より増加」としました。 （目標の達成度の判定理由） 今年度の実績値について、不正薬物全体の水際押収量の割合は過去 5 年の実績値の平均と比べ0.3%減、覚醒剤の水際押収量の割合は過去 5 年の実績値の平均と比べ1.7%減となり、目標値を下回る結果となりました。 しかし、令和 3 年の税関における不正薬物の水際押収量は約1,138kgであり 6 年連続で 1 トンを超え、また、覚醒剤の水際押収量は約912kgであり昨年を上回る押収量であったところ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う航空機旅客減少の影響があるなかにおいても覚醒剤を含め不正薬物全体の水際押収量は高い水準にあり、国内全押収量に占める税関関与分の割合は非常に高い割合を維持していることから、達成度は「○」としました。								

測定指標（定性的な指標）	政5-3-2-A-2：出港前報告情報による検査の割合						(単位：％)
	年 度	平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	達成度
	目標値	増加	増加	増加	増加	過去5年平均並み	○
	実績値	12.7	13.9	12.5	10.4	10.3	
	(出所) 関税局監視課調						
	(目標値の設定の根拠)						
	輸入貨物の検査においては、輸入申告前に出港前報告情報を活用した検査対象貨物の選定（事前選定：用語集参照）を行い、重点的な取締りを行っています。						
	不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りにあたっては、国際イベントの有無等、その時々の方情に基づいた取締体制を構築しつつ、今後とも、当該情報を活用し、事前選定することを維持していく必要があるため、目標値を「過去5年平均並み」としました。						
	(目標の達成度の判定理由)						
	税関の不正薬物・テロ対策等の水際取締については、情勢に基づいた取締り体制を構築しつつ、限られたマンパワーを有効に活用しながら、出港前報告情報も活用して検査対象貨物を選定しています。						
令和3年度においては、通常の出港前報告情報の活用に加えて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う対応として、検査職員の増員や様々な手法を用いた検査を相当程度強化しました。その結果、貨物検査全体における出港前報告情報による検査の割合は相対的に減少することとなり、その割合は、過去5年の平均（12.2）を下回る実績値となりました。							
しかしながら、当該結果は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う水際取締強化という特殊事情によるものであり、出港前報告情報による検査は着実に実施されていることから、達成度は「○」としました。							
[主要]政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施							
目 標	国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等（不正薬物、銃砲類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する厳正な水際取締りを実施します。						達成度
	(目標の設定の根拠) 税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施を行うことを目標として設定しました。						
実績及び目標の達成度の判定理由	入国者数の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。（令和3年度において、X線検査装置20台、不正薬物・爆発物探知装置（TDS）14台等を整備） 社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関や関係業						○

	界団体との連携を積極的に図る必要があるところ、令和3年度には、関係機関との合同訓練を197件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、国外関係機関との連携についても、バングラデシュとの間で税関相互支援協定の政府間交渉を開始したほか、イラン（令和3年8月）及びモルドバ（令和4年1月）との間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行い、積極的な情報交換に資する環境整備に努めました。 さらに、関係業界団体と締結している「密輸防止に関する覚書」に基づき、情報提供等の協力依頼を行う等、継続的な協力関係を構築しました。 このほか、出港前報告情報及び乗客予約記録（PNR：用語集参照）といった事前情報の電子的取得を進め、情報の分析・活用等をより充実させることで、効果的かつ効率的な取締りを行いました。 取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、令和3年における不正薬物全体の押収量は、1,138kgと6年連続で1トンを超えました（参考指標1参照）。 また、令和3年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は5件、押収量は27kgでした（参考指標4参照）。 上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、業界団体との関係構築、有効な情報の収集・活用等により、厳正な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。	
施策についての評価		
	a 相当程度進展あり	
評 定 の 理 由	主要な測定指標「密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施」については、各種取締・検査機器やPNR等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努めるとともに、合同取締りや犯則事件の共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、業界団体との関係構築や情報交換を積極的に推進しました。また、令和3年の税関における不正薬物全体の押収量は1,138kgと6年連続で1トンを超え、令和3年度の「不正薬物の水際押収量の割合」は86.7%と高い水準にあり、国内全押収量に占める税関関与分の割合は非常に高い割合を維持していることから、測定指標の達成度は「○」としました。「出港前報告情報による検査の割合」については、目標値を下回りましたが、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う水際取締強化という特殊事情によるものであることから、測定指標の達成度は「○」としました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。	

政５－３－２に係る参考情報

参考指標１：社会悪物品の摘発実績

		平成29年	30年	令和元年	2年	3年
覚醒剤	件	151	169	425	72	95
	kg	1, 159	1, 159	2, 587	811	912
大 麻	件	171	218	242	204	199
	kg	131	156	82	126	153
大麻草	件	115	128	110	86	94
	kg	117	143	61	49	22
大麻樹脂等	件	56	90	132	118	105
	kg	13	13	21	76	132
あへん	件	－	－	－	－	1
	kg	－	－	－	－	4
麻薬	件	170	225	209	167	230
	kg	82	161	656	822	51
	千錠	2	32	61	90	130
ヘロイン	件	6	8	5	2	－
	kg	70	1	17	0	－
コカイン	件	24	58	52	27	34
	kg	10	153	638	820	14
MDMA等	件	48	59	67	74	81
	kg	0	5	0	2	27
	千錠	2	32	61	90	127
その他麻薬	件	92	100	85	64	115
	kg	1	2	0	1	11
	千錠	0	1	0	0	3
向精神薬	件	17	38	6	2	6
	kg	0	0	－	－	0
	千錠	4	26	0	1	1
指定薬物	件	275	221	165	300	302
	kg	8	17	14	169	17
合計	件	784	871	1, 047	745	833
	kg	1, 380	1, 493	3, 339	1, 928	1, 138
	千錠	6	58	61	91	132

		平成29年	30年	令和元年	2年	3年
銃砲	件	7	8	－	3	1
	丁	19	10	－	3	1
うち拳銃	件	6	7	－	3	1
	丁	18	9	－	3	1
拳銃部品	件	3	1	－	－	1
	点	4	1	－	－	1
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	803	674	351	351	324
盗難車両 (輸出申告時における摘 発件数)	件	33	26	22	22	11
	点	83	30	30	29	12

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注１) 令和元年は、平成31年１月から令和元年12月を示す。以下同じ。

- (注2) 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
(注3) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
(注4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
(注5) MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
(注6) 端数処理のため数値が合わないことがある。
(注7) 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「－」とは全く無い場合を示す。
(注8) 令和3年の数値は速報値である。

参考指標2：不正薬物の密輸形態別摘発件数

(単位：件)

	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
航空機旅客による密輸	214	243	389	70	24
国際郵便物を利用した密輸	526	557	520	567	686
商業貨物を利用した密輸	36	58	127	108	123
航空貨物	32	46	121	95	108
海上貨物	4	12	6	13	15
船員等による密輸	8	13	11	-	-
合 計	784	871	1,047	745	833

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注2) 令和3年の数値は速報値である。

参考指標3：覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
航空機旅客による密輸	99	91	229	23	5
	190	160	427	54	35
国際郵便物を利用した密輸	38	52	85	23	33
	96	50	188	14	52
商業貨物を利用した密輸	11	23	109	26	57
	398	948	367	743	825
	10	13	107	20	50
	48	22	325	103	199
	1	10	2	6	7
	351	926	43	639	626
船員等による密輸	3	3	2	-	-
	475	0	1,605	-	-
合 計	151	169	425	72	95
	1,159	1,159	2,587	811	912

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「－」とは全く無い場合を示す。

(注4) 令和3年の数値は速報値である。

参考指標 4：金密輸の摘発実績

	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
摘発件数（件）	1,347	1,086	61	51	5
押収量（Kg）	6,277	2,054	319	150	27

（出所）関税局調査課調

（注）令和3年の数値は速報値である。

参考指標 5：知的財産侵害物品の差止実績

（単位：件）

	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
輸入差止件数	30,627	26,005	23,934	30,305	28,270

（出所）関税局業務課調

参考指標 6：テロ関連物資の摘発実績

（単位：件）

	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
実施件数	11	12	2	5	6

（出所）関税局調査課調

（注）令和3年の数値は速報値である。

参考指標 7：テロ関連研修の開催実績

（単位：件）

	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
実施件数	45	99	83	48	103

（出所）関税局監視課、業務課、調査課調

参考指標 8：輸出事後調査実績（実施件数）

（単位：件）

	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
実施件数	518	513	524	167	104

（出所）関税局調査課調

参考指標 9：関係機関との連携・情報収集の実績

（単位：件）

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
国内関係機関からの情報入手件数	239	264	265	258	292
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	184	295	296	251	243
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	4,927	5,448	5,670	823	966

（出所）関税局監視課、調査課調

（注1）国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

（注2）密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

（注3）国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

（単位：件）

	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
外国関係機関との情報交換件数	20,290	22,872	47,736	20,730	26,391
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	3,252	3,327	4,143	3,693	3,947

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関(含む在京アタッシェ)、WCO(用語集参照)、RILO等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

施策	政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上							
	政5-3-3-A-1：貿易額に占めるAEO事業者の割合						(単位：％)	
	年 度		平成29年	30年	令和元年	2 年	3 年	達成度
	目標値		-	-	-	-	80.0	△
	実績値		78.6	79.6	80.3	77.1	79.0	
	(注) 我が国の輸出入総額のうち、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。							
	(参考) 令和3年度末現在のAEO事業者数は、724者（うち輸出者232者、輸入者97者、倉庫業者144者、通関業者243者、運送者8者）です。							
	(出所) 関税局業務課調							
	(目標値の設定の根拠)							
	AEO制度（用語集参照）とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立させるための指標であり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。							
	(目標の達成度の判定理由)							
	実績値は目標値を下回りましたが、目標値との差が僅かであったことから、達成度は「△」としました。							
	[主要]政5-3-3-A-2：輸出入通関における利用者満足度（上位4段階）						(単位：％)	
	年 度		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	達成度
	輸出入者 (上位4段階)	目標値	95.0	95.0	維持	95.0	95.0	○
実績値		95.4	97.7	98.6	99.4	97.7		
通関業者 (上位4段階)	目標値	維持	維持	維持	95.0	95.0	○	
	実績値	95.0	98.9	98.6	98.8	98.3		
(出所) 関税局業務課調								
(注) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。								
(参考) 最近のアンケート調査において、「普通」の評価をした輸出入者・通関業者の大半が輸出入通関手続に不満を持っているわけではないことが明らかになったこと、また、利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位4段階で評価することとしました。								

	（目標値の設定の根拠） 輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。 （目標の達成度の判定理由） 輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回ったため、達成度は「○」としました。
	施策についての評定 a 相当程度進展あり
評定の理由	主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回りました。また、税関関係書類における押印等の原則廃止やNACCS未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。 一方、測定指標「貿易額に占めるAEO事業者の割合」については、AEO制度の信頼性維持・向上に努めつつ普及を図ったものの、実績値は目標値を僅かに下回りました。 以上のとおり、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。

政5-3-3に係る参考情報

参考指標1：旅具通関に対する利用者の評価

（単位：％）

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
評価 （上位4段階）	97.7	94.4	96.7	97.4	97.7

（出所）関税局監視課調

（注）入国者に対し、旅具通関（用語集参照）手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で、アンケート調査したものです。

施策	政５－３－４：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政5-3-4-A-1：N A C C Sの利用状況（システム処理率）						（単位：％）
	年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	達成度
	目標値	維持	維持	維持	維持	維持	○
	実績値	98.9	99.6	99.7	99.9	99.9	
	（出所） 関税局総務課事務管理室調 （注１）（N A C C Sにより処理された輸出入申告件数） / （税関への全輸出入申告件数） （注２）「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等をいう。						

	(目標値の設定の根拠) 税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、直近(平成29年10月)のシステム更改後の実績が99%以上であることを踏まえ、平成30年以降の実績値を維持することとしました。 (目標の達成度の判定理由) 平成30年の実績値を維持できていることから、達成度は「○」としました。		
測定指標 (定性的な指標)	政5-3-4-B-1：NACCSセンターの監督		
	目標	NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。	達成度
		(目標の設定の根拠) 利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	NACCSセンターの令和4年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題とし、リスクへの事前対応やシステム障害対応訓練を実施すること等が記載されており、NACCSの安定稼働の確保及び利用者利便の向上の観点からも審査を行い、認可しました。 令和3年度は機器の大規模更新を実施している中で、障害により長時間システムが停止することはなく安定稼働していたことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	主要な測定指標「NACCSの利用状況」については、目標値を達成しました。 民間利用者からの要望を受けたプログラム変更を実施するなど利用者利便の向上にNACCSセンターが努めていると認められること、NACCSセンターの適正かつ確実な運営の観点から事業計画審査を行い認可を行ったことから、目標を達成したと判断しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。		

政5-3-4に係る参考情報

参考指標1：NACCSの運用状況（システム稼働率）

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
システム稼働率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	99.99%

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注2) 年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱(24時間(分換算)×365日×0.01%=52.56分)となる。

測定指標 (定量的な指標)	政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実						
	政5-3-5-A-1：税関ホームページへのアクセス状況						(単位：者)
	年 度	平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	達成度
	目標値	3,500,000	3,600,0000	3,600,000	4,000,000	4,400,000	○
	実績値	3,813,486	4,271,569	4,751,275	4,468,552	4,849,856	
	(出所) 関税局総務課調 (注) 税関ホームページ (http://www.customs.go.jp) の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者 (IP アドレス) は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず 1 件として計上しています。 (目標値の設定の根拠) 税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。						
	政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度（上位3段階）						(単位：%)
	年 度	平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	達成度
	目標値	維持	維持	維持	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	×
	実績値	94.3	95.1	計測不能	96.5	90.3	
	(出所) 関税局総務課調 (注1) 講演会や税関見学に参加者した学生・生徒、教員や事業者等に対して、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (注2) 令和元年度におけるアンケート調査は令和2年2月～3月に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により講演会および税関見学が中止されたため、アンケートの回収数は例年と比較して1.35%程度の回収率であり、サンプル数が非常に小さかったことから、実績値は計測不能としました。 (目標値の設定の根拠) 税関の取組については、講演会や税関見学の際に分かり易い形で積極的に説明し、理解していただくよう努めており、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。 (目標の達成度の判定理由) 令和3年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染防止の観点から、Web形式による講演会の実施や講演会映像の提供による対応等、柔軟な運営に努めました。しかしながら、今次アンケート調査の結果では、実績値の過去5年の平均である95.3%を下回ったことから、達成度は「×」としました。なお、令和3年度においては、過年度にも増して、学生・生徒向けの講演会をアンケート期間（例年同様に3月）に積極的に実施したことから、学生・生徒の回答割合が過去の調査と比べて多く、かつこれら学生・生徒の多くが「普通」と回答したことが実績値を引き下げた要因であるとみており、今後、学						

生・生徒等の若年層への説明内容・方法をより工夫することを検討してまいりたいと考えております。							
測定指標（定量的な指標）	政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度						
	(単位：%)						
	年 度		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度
	事前教示 制度	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	維持
		実績値	79.1	73.5	75.5	80.3	76.5
	納期限延 長制度	目標値	80.0	80.0	維持	維持	維持
		実績値	80.3	65.2	70.8	78.6	71.6
	AEO制度	目標値	90.0	90.0	90.0	90.0	維持
		実績値	89.5	89.0	88.2	90.8	87.4
	(出所) 関税局業務課調 (注1) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。 (注2) 平成30年度にアンケートを書面回答からWeb回答に切り替えたため、平成29年度以前と平成30年度以降では、標本の性質が異なる可能性があります。 (注3) 平成30年度の各項目の実績値は、精査の結果、平成30年度実績評価書と異なっています。 (注4) 令和2年度の各項目の実績値に関して、同年度に実施したアンケートの回収数は、新型コロナウイルスの影響等により、例年と比較して少なくなっています。 (目標値の設定の根拠) 各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 各項目について、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。今回の結果を踏まえ、これらの制度を含めた各種輸出入通関制度について、今後更に国民の皆様に適切に利用いただけるよう、税関ホームページや全国の税関で行っている説明会等を通じて積極的に紹介し、認知度向上に努めて参ります。						

[主要] 政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度							(単位：％)
年 度	平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	達成度	
目標値	85.0	85.0	80.0	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	×	
実績値	82.2	89.6	87.0	91.8	70.5		
(出所) 関税局総務課調 (注) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。 (目標値の設定の根拠) 税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。 (目標の達成度の判定理由) テレビ等の取材に協力するとともに、ソーシャルメディアを活用した積極的な情報発信等を行うことに引き続き努めてきたところですが、今次アンケート調査の結果では、実績値の過去5年の平均である86.8%を下回ったことから、達成度は「×」としました。なお、令和3年度においては、過年度にも増して、学生・生徒向けの講演会をアンケート期間（例年同様に3月）に積極的に実施したことから、学生・生徒の回答割合が過去の調査と比べて多く、かつこれら学生・生徒の認知度が低い傾向にあることが実績値を引き下げた要因であるとみており、今後、学生・生徒等の若年層を相手にする場合の広報について、より工夫することを検討してまいりたいと考えております。							
政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度：上位4段階）							(単位：％)
年 度	平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	達成度	
目標値	95.0	96.0	維持	95.0	95.0	○	
実績値	96.1	97.6	97.2	96.8	96.3		
(出所) 関税局業務課調 (注) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (参考) 税関相談においては、水際における密輸取締りや適正な課税の確保のため利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位4段階で評価することとしました。 (目標値の設定の根拠) 税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。							

	(目標の達成度の判定理由) 実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。						
	政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数						(単位：件)
	年 度	平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	達成度
	目標値	1,600,000	1,600,000	2,000,000	増加又は 前年度並み	増加又は 前年度並み	○
	実績値	1,929,582	2,007,358	2,213,918	2,351,969	2,469,882	
	(出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) 税関ホームページでは、通関手続等についてのQ＆Aを掲載しています（カスタムスアンサー）。カスタムスアンサーの利用状況（Q＆Aの閲覧回数）を測定するため、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 実績値が前年度を上回ったことから、達成度は「○」としました。						
	施策についての評価		b 進展が大きくない				
	評価の理由	測定指標政5-3-5-A-1「税関ホームページへのアクセス状況」、5-3-5-A-5「税関相談官制度の運用状況」及び5-3-5-A-6「カスタムスアンサーの利用件数」については、目標値を達成しました。「税関ホームページへのアクセス状況」については、令和3年2月から、税関ホームページにおいて、「税関チャットボット」の利用を開始し、税関行政に関する情報提供の充実に取り組みました。 一方、主要な測定指標政5-3-5-A-4「密輸取締り活動に関する認知度」については、目標を達成することができませんでした。 以上のとおり、主要な測定指標が「×」であることから「b 進展が大きくない」としました。					

政5-3-5に係る参考情報

参考指標1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数） (単位：件)

	平成29年	30年	令和元年	2 年	3 年
処理件数	178,620	178,482	186,695	174,336	166,950

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

参考指標2：税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況

(単位：件)

	令和3年度
税関ツイッターのフォロワー数(単位：者)	6,089
税関チャンネルの再生回数(単位：回)	257,563
税関フェイスブックの「いいね」数(単位：者)	7,150

(出所) 関税局総務課調

(注1) 税関ツイッターと税関フェイスブックの数値は、令和3年度中における増加数

(注2) 税関チャンネルの数値は、掲載されている動画が令和3年度中に再生された回数

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。
	適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めます。
	また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。
	さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、及び参加する意義や参加により得られる便益について貿易関係事業者にとって分かりやすい視点での積極的な広報活動に取り組んでいくことにより、その利用拡大に引き続き努めていきます。
	税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施してまいります。さらに、引き続きNACCSの安定稼働に努めます。

加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、テレビ等のマスメディアやソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。
令和4年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	33,867,054	35,656,934	25,972,059	22,187,792
		補正予算	1,149,204	1,059,608	1,663,508	
		繰越等	3,513,271	3,399,366	N. A.	
		合 計	38,529,529	40,115,908	N. A.	
	執行額 (千円)		35,750,668	36,507,252	N. A.	

(概要)

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整

備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

- (注1) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。
- (注2) 政府情報システム関連予算について、令和3年度は内閣所管(組織)内閣官房「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」に、4年度はデジタル庁所管(組織)デジタル庁「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」に一括計上されています。
- (注3) 「(項)国際観光旅客税財源税関業務費」の令和元年度以降の予算額は、国土交通省所管(組織)観光庁に「(項)国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されています。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱(平成29年12月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) 明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) 観光ビジョン実現プログラム2020(令和2年7月14日観光立国推進閣僚会議決定) 令和3年版観光白書(令和3年6月15日閣議決定) 知的財産推進計画2020(令和2年5月27日知的財産戦略本部決定) 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 令和3年度税制改正の大綱(令和2年12月21日閣議決定)
--	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	関税等の賦課・徴収状況：審査・検査における非違発見件数(財務省)、事前教示制度の運用状況(財務省)、輸入事後調査実績(財務省)等 社会悪物品等の密輸阻止状況：不正薬物の国内全体押収量(厚生労働省)、不正薬物の水際押収量(財務省)等 税関手続き状況：輸入通関における利用者満足度(財務省)、NACC Sの運用状況(輸出入・港湾関連情報処理センター(株))等
---	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上に努めたほか、通関業者への指導・監督の充実や、事前教示制度における迅速な回答等に努めました。 内外関係機関や関係業界団体との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めました。 AEO制度の利用拡大に努めたほか、輸出入者等の利用者利便の向上に努めました。 NACC Sの安定稼働に努めました。 税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。輸出入通関における利用者満足度等を把握するための通関手続に関する
---------------------------------------	---

	るアンケートについては、利用者の評価をより適切に把握する観点から、各種制度の概要をアンケート票に掲載しました。 また、カスタムスアンサーについて、税関に問い合わせが多い質問事項について新規掲載を行うなど利用者の利便性向上に努めました。 令和4年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めました。
--	--

担当部局名	関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所	政策評価実施時期	令和4年6月
--------------	--	-----------------	--------